

平成25年度多摩地域自立支援協議会交流会

【第一部】話題提供（概要）

テーマ「障害者総合支援法の相談支援と地域自立支援協議会に期待すること」

話題提供2 東久留米市障害福祉課福祉支援係長 青木 弘氏

我が市の自立支援協議会は、24年の10月に立ち上がったばかりで、まだこれからの活動について模索をしている状態。計画相談についても、とても計画どおりに進んでいるとは言えない状態。私の話の中で、あれはおかしいとか、これはこんなふうにした方がいいなど、皆さんが思いになることもあると思うが、東久留米市の現状をお話をしたい。

東久留米市は、昔でいうところの北多摩郡の一番北部にある。清瀬市、西東京市、東村山、小平市と隣接していて、北側は市役所から歩いて15分ぐらいで埼玉県の新座市に入ってしまうという、東京と埼玉の間の市。

人口は約11万7,000人で、昭和50年頃からほぼ変わっていない。昭和31年に、北多摩郡久留米村から久留米町に昇格し、昭和45年10月に久留米町から東久留米市に昇格した。当時の久留米町の人口は、約7万8,000人で、日本一人口の多い町として、当時は全国的に知られていた。市民の4割から5割くらいは都営住宅や公団住宅にお住まいの方なので、人口的にはほぼ横ばいだが、サラリーマン世帯が多いため、非常に出入りが多い市というのが特色になっている。

また、市の特色と言えるかどうかかわからないが、東久留米市の目抜き通りは、富士見通りという名前がついている。東久留米市の駅から見える富士山が有名で、テレビで紹介されることもある。この時期、毎朝、駅から富士山がくっきり見えるし、夕焼けの富士山も非常にきれいに見える。アマチュアカメラマンが、よく写真撮影をしている。駅の2階に「富士見テラス」があり、そこから見る富士山が、東久留米市のセールスポイントではないかという感じがしている。

では本題のほうに入りたい。

先ほどご説明したが、東久留米の地域自立支援協議会は、平成24年10月に設立とした。設置時期としては後発グループだと思う。活動目的は要綱上で掲げられているが、各市とそう変わらないと思う。

委員数は、要綱上では17名以内だが、現在は16名。学識経験者が1名で、この方が委員長を務めている。当事者、障害者団体・家族会等の代表者が合わせて5人。聴覚障害と知的障害の方が、当事者として協議会の委員に加わっている。身体障害者福祉協会の代表の方が1名。家族・親の会については、高次脳機能障害の家族会、知的障害の親の会の方が参加されている。相談支援事業所は2名。身体・知的系の事業所が1名、精神系が1名。障害福祉サービス事業者は3名。身体・知的系、精神系、児童系がそれぞれ1人の構成となっている。保健医療関係者は、管轄の多摩小平保健所の方が委員に

入っている。教育関係者は、清瀬特別支援学校の方が1名。就労支援関係者は1名、ハローワーク三鷹の方がメンバーに入っている。民生委員の代表者が1名と、東久留米市社会福祉協議会の代表が1名と、全部で16名の委員構成となっている。

構造としては、全体会があり、専門部会は相談支援部会、住みよいまちづくり部会の二つ。そのまとめとして運営委員会がある。運営委員会は、協議会の委員長、障害福祉課を初めとする事務局、それから当事者の方、事業所、団体及び家族会で設立している。

専門部会は、全体会16名のメンバーの中から、委員長を除いた15人が、住みよいまちづくり部会と相談支援部会に分かれて入っている。

住みよいまちづくり部会は、協議会委員の中からの7名と、当事者、家族会等で5名、合わせて12名が入っている。

25年の住みよいまちづくり部会の活動内容としては、ヘルプカードの作成がメインのテーマとなった。

当事者、家族会、事業所から、広くヘルプカードについて意見をいただいた。事業所を通して、利用者にアンケートを実施したが、その回答を元に、サービス利用者の意見を吸い上げるという形で、専門部会で協議した。

今年の1月にヘルプカード、手帳等が完成し、今月、学校関係者、事業所関係者への配布が終わった。2月に市報に載せる予定で、掲載後は障害福祉課の窓口での配布を予定している。

相談支援部会では、どうすれば計画相談を進めていけるかが主なテーマとなっている。相談支援部会は、協議会の委員の8名と、専門部員として市内の相談支援事業所5名を加え、13名で構成している。

まず最初は、相談支援事業所から、計画をつくる上での問題点や課題等について、話を聞くことから始めた。専門部会内で協議し、問題点の解決や共通認識を高めていければいいという思いはあるが、まだ共通認識を図っているという段階で、どうすれば計画相談に結びつけていけるかというところまでは行ってないというのが実情。

活動としては、全体会が年4回の開催。24年度は10月からの開催なので、2回実施となっている。

第1回目は、各委員の自己紹介で終わった。第2回目は、共通理解に向けて、当事者、家族、事業所、教育現場の方から、現状と課題についてレポートを出していただき、全体協議会の中で、話をしていただいた。

内容としては、ろうあ協会の活動と今後の課題、知的障害者の現状と課題、高次脳機能障害者の家族としての問題点等をまず挙げていただいた。精神障害系の事業所からは、支援上の問題点等を話していただいた。教育現場からは、障害児の放課後活動、余暇活動の現状を話していただいた。

25年度の第1回では、専門部会の設置と、全体協議会の15名の委員がどちらの専門部会に入るか決めた。その後2班に分かれ、専門部会の部長、副部長の選任、今後の

専門部会の進め方などの内容になった。

第2回では、市の第3期障害福祉計画の実施状況について、市からの報告した。

第3回では、第2回での市から協議会への報告を受けて、委員から質問、確認等をとって話を進めた。また、ニューズレターの発行について検討した。

また、第3回では、障害者の支援にかかわる保健所の役割というレポートをいただいた。民生委員の方からも、民生委員と障害者のかかわりについて、お話を伺った。

第4回は、2月11日祝日に、初めての市民公開での開催を予定している。

専門部会は、2部会とも年4回ぐらい開催することになっているが、まだ立ち上がったから時間が経っていないので、今年度は3回開催した。

住みよいまちづくり部会は、先ほどもお話ししたが、ヘルプカードについて3回話した。相談支援部会では、本来は一般相談から支援につなげていくということを広く取り上げたいが、サービス利用者について、3年間で計画相談を入れることになっているので、計画相談についての内容となっている。

また、去年の12月5日、自立支援協議会と市の障害福祉課の共催で、障害者支援施設の従事者向けの虐待防止研修を実施した。平日の5時半から実施したが、70名程度の参加があった。参加者からは、虐待防止について、今までわからなかったことがわかってきたという声もあったので、今後も続けていく予定となっている。

計画相談支援については、東久留米市の計画相談支援事業所は7カ所ある。主に身体・知的の事業所が4カ所、知的が1カ所、精神が1カ所、児童が1カ所。

25年12月末現在、計画相談の対象者は、総合支援法では、756人中70人の計画を導入、児童福祉法では対象者136人のうち10人とどまっている。

放課後等デイサービスが入ったので、児童福祉法の対象者が、一気に100名程度増えたという実態があるが、計画作成までは手が回っていないのが実情。

今後の計画相談の促進のためには、計画相談支援事業所への普及啓発が必要不可欠だと思う。そこで今年1月、計画相談を実施をしていない事業者に対してアンケートを実施した。そのアンケートの回答により、2月に事業者と個別に面談して、今後の導入計画や導入についての問題点、課題等を確認し、指定事業所を増やし、計画相談の数字を少しでも伸ばしていく方向で考えている。

各事業所から、自治体によって事務手続のやり方が異なって困るなど言われている。正式な事務手続、文書のやりとり、サービス業者とのやりとりをしていると、何回も足を運ばせる形になり、なかなか導入に結びつかないのではないかという思いもあり、東久留米市では、事務手続についてなるべく簡略化を図っていこうと考えている。

通常は、市から利用者に計画案の提出依頼をする。計画相談事業所は、サービス等利用計画案を作成し、支給申請書と依頼届書と一緒に提出をしていただくという形。

当市では、毎週1回開催する係内会議で、計画案に基づいて審議を重ね、例えばモニタリングの時期の変更を調整したり、不備がある部分を確認し、すぐに事業者と調整を

図っている。

支給決定通知書と受給証の発行の後に、再度、各事業者が計画作成するのが本来の流れだと思う。しかし、ほとんどの計画案がそのまま係内会議の審議で通っているので、変更点がない限りは、計画案を計画に変え、再度の提出は求めている。

事業者からは、様式が自治体で異なるので、何とか統一できないかと言われているが、当市では、要件を満たしていれば、独自様式でも受け付けている。

また、モニタリングの管理が今問題になっている。計画相談の導入のときは、計画作成を第一に各事業者にお願いしてきたが、モニタリングや更新の時期を迎え、各自治体で統一した考え方が出てきていない。

Q&Aでは、モニタリングの報告書は必ずしも市に提出する必要はないとされているが、事業所から報酬請求があった場合、報告書がないと、実際にモニタリングを行っているかの確認ができないと、経理から言われている。そこで東久留米市としては、モニタリング報告書は毎回出していただくように、各事業者にお願いを進めている。

モニタリングの時期については、例えば3月に計画を作って4月から導入という場合で、3カ月のモニタリングというときに、6月がちょうど3カ月だという事業所と、あくまでも4月から導入なので7月だという事業者に分かれている。

これについて東京都に確認しても、それは各自治体に任せるという形。支払いの関係があるので、東久留米市では、統一した見解を出したほうがいいということで協議を進めている。

東久留米市の協議会については、設置後、まだあまり実績がない。今後の活動としては、利用者のニーズをつかみ、どういう社会資源、どういう社会支援ができるのかということ、協議会で考えていければと考えている。

計画相談についても、今は行政側が四苦八苦、事業者指定などに追われてきたが、いざ始まると、モニタリングや更新時の問題が浮上ってきて、各自治体も頭を痛めていると思う。

短い時間でしたが、ありがとうございました。